

分収造林契約見直しに係る森林所有者の意見

平成19年11月から平成23年3月末に実施した、分収造林契約見直し等に係る森林所有者説明において、内諾を得られなかった方々の意見の主なものを下記に列記します。

なお、説明実績は下表のとおりです。
両公社分収率更改説明実績調書

H23.4.1現在 (単位: 者、%)

公社名 内 容	個人	区	財産区	宗教 法人	生森	市町	法人	計	割合 (全数対)	割合 (説明済対)
滋賀県	全 数	450	87	5	14	18		574	100.0%	-
	説明済	449	87	5	14	18		573	99.8%	100.0%
	内 諾	102			3			105	18.3%	18.3%
	再協議	347	87	5	11	18	0	468	81.5%	81.7%
びわ湖	全 数	1,756	124	10	36	28	5	1,972	100.0%	-
	説明済	1,745	124	10	36	28	5	1,959	99.3%	100.0%
	内 諾	427	9			2		438	22.2%	22.4%
	再協議	1,318	115	10	36	26	5	1,521	77.1%	77.6%
両公社計	全 数	2,206	211	15	50	46	5	2,546	100.0%	-
	説明済	2,194	211	15	50	46	5	2,532	99.5%	100.0%
	内 諾	529	9	0	3	2	0	543	21.3%	21.4%
	再協議	1,665	202	15	47	44	5	1,989	78.1%	78.6%

全数から説明済者を差し引いた残数値14名は、消息のつかめない方々や相続者不明のものです。

1. 分収割合の更改

分収率割合変更に対する拒否

- (1) 9対1の決定が所有者への説明前にされた、関係者に何の話もなく、分収割合の変更や契約解除について報道で先行して発表されたのは、どういう意図があったのか。
- (2) 1割の分収割合では取られたのも同然で、ますます、山への関心がなくなる。
- (3) 分収割合の変更については、不公平感があってはダメだ。(分収割合は同じでないとダメ)
- (4) 分収率の変更については、分収造林契約書に記載がない、どの条文を根拠とするのか、契約で決めていることなので(率を)変更するのは理解できない。
- (5) 分収率の変更は話にならない。経営責任は誰にあるのか。
- (6) 所有者全員が9:1に同意しないといけない(条件)、話がまとまらなければどうするのか
- (7) 9:1の算定根拠を具体的に説明してもらわないと話にならない、何を根拠として9:1なのか
- (8) 分収率の変更は、到底受け入れられない。公社や県は土地所有者の権利を最後まで守るべき。

更改の実施時期について

- (1) 木材価格が上昇した場合の分収率の見直しの有無。(契約書への但し書きの追加)
- (2) 分収割合変更の話はまだ伐採まで長い年月がありもっと後でもよい。
- (3) 国が進めてきた施策だから、国がもっと責任を取るべき。伐採はまだ先の話、今後木材価格が上昇する可能性もあるので、今の段階で分収率の変更は承諾できない。
- (4) もっと早い段階で対応していれば9:1までにせず済んだのではないか。

責任の所在について

- (1) 公社の都合で山主に責任をとってくれというのも同じ、合点がいかない。
- (2) 大きな借金のことは今まで地主に何も云わず、今になって地主に責任を持たせようとは厚かましい話、解約する方法はないのか
- (3) 公社の契約は詐欺だ。歴代理事長・役員すべての退職金、給料、ボーナスを返還させたいと、応じられない。
- (4) 契約期間の延長は仕方がないが、率の変更は認められない、土地所有者に責任はない

他者の動向

- (1) さんや、生産森林組合が同意見であればやむなく了承する。

2. 契約解除

契約解除後の管理費用

- (1) 土地所有者に新たな費用負担が生じないか。

管理運営

- (1) 何もしなくても40%貰える良い話で公社はこれで良いのかなと思った。公社が解散になり山が帰ってくるのが一番困る。返されるのなら10:0でも良いから管理してほしい。
- (2) 貸した山がどうなるのか心配していた。息子も同居しているが山には関心がない。返地は困る。
- (3) 公社が返す所なら、所有者もいらん、税金を払ってくれるなら山を寄附したい。

基準の明確化

- (1) 資産査定の結果を団地単位で示せ。(団体から)
- (2) 返地の場合は何も対応しないのか、採算林と不採算林の線引きは明確か

契約義務違反による違約金

- (1) 一方的な解約には違約金が発生するのではないか
- (2) 返地なら公社側に違約金支払い義務があるのではないか

設立目的

- (1) 不採算林の無償返還は水源林の造成を経営目的にしてきたことから疑問が残る。
- (2) 分収率の変更や不採算林、返地などの話を聞くと腹が立つ。公社の当初の目的は何だったのか。
- (3) 不採算林を返すということは、公社設立当初のからの水源かん養としての公益性、公共性はどこへいったのか
- (4) 奥地の解約は理解できない。当初から奥山主体で進めてきて採算があわないではなんだったのか。

契約解除後の管理方法等

- (1) 返地された後、森林管理は誰がするのか。公的な支援が受けられるのか。
- (2) 返還するのではなく、県が責任を持って県営林化の方向で検討すること。
- (3) 相続により権利を取得したが、公社と契約していたことすら知らなかった、今更山を返されても管理できない。
- (4) 継続しても、ますます資金がない状況で適正な森林管理がされないおそれが大きい。
- (5) 不採算林を返地すると言うが、公社が管理できない山をどうして個人が管理できるか
- (6) 採算が合わない部分を返地するというのは公社側だけの考え方、契約どおり最後まで管理するのが筋や。
- (7) 個人管理は不可能で、造林し保全してきた山が森林荒廃を自ら作るということは許されるのか。
- (8) 返地についてそのまま返されても地元としてはどうしようもない。今後の管理の仕方に具体性がないと返地も受けられない。

3. その他

他の収益への考察

- (1) 公社の経営努力で収入を上げるべき。
- (2) 森林が公益的機能を発揮していることをもっと強調すべき。
- (3) 森林吸収源の排出権取引の活用により、より収入を増加させる努力をするべき。
- (4) 木材収入だけでは厳しい、観光等他の方法も考えるべき
- (5) 排出量取引等都市から資金を得ることを検討のこと。
- (6) 木材の利用方法を視点を変えて、環境面で利用できないか。

伐採方法

- (1) 償還のためには大面積を一度に伐採することが必要ではないのか。
- (2) 4回に分けて伐るとコスト的に高くつのに、他の伐採方法はないのか

跡地処理

- (1) 最終裸になってしまうことは避けて貰いたい(雑木でなく間伐の状態)
- (2) 伐採跡地の事を文章で示してほしい。
- (3) 確実に4回に分けて伐採できるのか。伐採後80年に広葉樹化になるのか

経営努力

- (1) 経費的に安くできる単板工場を県下に何か所かづくり、合板メーカーに販売する方法が滋賀県の場合いいのではないか

獣害対策等

- (1) 人工造林を進めたことが、結果として、獣の生息環境を少なくして里へ獣害が発生することになった。

その他

- (1) 解約せよ、できないなら契約不履行を訴える。
- (2) 土地を買ってほしい(良い値段)
- (3) 環境林の扱いなら、税金の免除くらいはしてほしい。
- (4) 公社に協力してきたと思っているのに、公社職員では話にならん。この地区は公社契約地が多いので理事長の説明がなければ話を聞くことはしない。